

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 殿		東大安環第 123-2 号 令和 3 年 10 月 5 日
届出者		
住所		東京都文京区本郷七丁目3番1号
氏名		国立大学法人東京大学 学長 藤井 輝夫
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 茨城県那珂郡東海村白方白根2番22号	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉施設設置承認 昭和43年12月12日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和3年10月1日	
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 東海村長 山田 修	
予定される要旨の公表の方法	インターネットでの公開	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力事業者防災業務計画

令和3年10月

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

目次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	3
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	3
第2章 原子力災害予防対策の実施	4
第1節 原子力防災体制の整備	4
1. 原子力防災組織	4
2. 原子力防災要員	4
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務	5
第2節 原子力防災組織の運営	5
1. 緊急作業団の設置及び解散	5
2. 権限の行使	6
3. 原子力防災要員等の招集連絡経路	6
4. 通報連絡経路	6
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	6
1. 放射線測定設備の設置及び検査	6
2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備	7
3. 活動拠点施設の整備	7
4. 緊急時医療	8
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備	8
1. 内閣総理大臣に提出する資料	8
2. オフサイトセンター及びE R Cに備え付ける資料	8
3. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	9
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施	9
1. 原子力防災教育	9
2. 原子力防災訓練	9
第6節 関係機関との連携	10
1. 国との連携	10
2. 地方公共団体との連携	10
3. 防災関係機関等との連携	10
第7節 事業所外運搬事故における予防措置	10
1. 事業所外運搬事故における予防措置	10
2. 事業所外運搬事故における体制整備	11
第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動	11

第3章 緊急事態応急対策等の実施	12
第1節 初期対応	12
1. 緊急作業団の設置	12
2. 通報連絡	12
3. 情報の収集と提供	13
4. 通話制限	13
5. 原子力事業所災害支援拠点の活動	13
第2節 応急措置	13
1. 応急措置の計画の策定	13
2. 応急措置の実施	13
3. 事業所外運搬における応急措置	15
4. 危険時の措置	16
5. 応急措置の実施報告	16
6. 原子力防災要員等の派遣	16
第3節 緊急事態応急対策	16
1. 該当事象発生時の通報	16
2. 応急措置の継続実施	17
3. 事業所外運搬事故における対策	17
4. 原子力防災要員等の派遣	17
第4章 原子力災害事後対策	18
第1節 事業所の対策	18
1. 復旧対策	18
2. 被害申出窓口の設置	18
3. 緊急作業団の解散	18
4. 原因究明と再発防止対策の実施	18
第2節 原子力防災要員の派遣等	18
第5章 その他	20
第1節 他の原子力事業者への協力	20
第2節 他の原子力事業者との協定	20

- 別図 1 原子力防災組織
- 別図 2 原子力防災要員等招集連絡経路
- 別図 3-1 学内通報連絡経路
- 別図 3-2 警戒事態該当事象発生時の連絡経路
- 別図 3-3 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（事業所内での事象発生）
- 別図 3-4 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生）
- 別図 3-5 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告経路（事業所内での事象発生）
- 別図 3-6 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告経路（事業所外運搬での事象発生）
- 別図 4-1 放射線測定設備等配置図
- 別図 4-2 原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 別表 1 原子力防災要員の職務
- 別表 2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位
- 別表 3 放射線測定設備（モニタリングポスト）
- 別表 4-1 原子力防災資機材
- 別表 4-2 その他の原子力防災資機材
- 別表 4-3 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材
- 別表 5-1 専攻の緊急時応急対策等の活動で使用する施設
- 別表 5-2 原子力事業所災害対策支援拠点の場所
- 別表 5-3 気象観測設備
- 別表 6 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 7 緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 8-1 警戒事態該当事象発生時の連絡基準
- 別表 8-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 8-3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準
- 様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式 2 原子力防災要員現況届出書
- 様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式 4 放射線測定設備現況届出書
- 様式 5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式 6 防災訓練実施結果報告書
- 様式 7-1 警戒事態該当事象発生連絡
- 様式 7-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡
- 様式 8-1 特定事象発生通報
- 様式 8-2 特定事象発生通報（事業所外運搬）
- 様式 9-1 応急措置の概要報告
- 様式 9-2 応急措置の概要報告（事業所外運搬）

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究原子力専攻（以下「専攻」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。

第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 警戒事態該当事象

原子力災害対策指針に規定する警戒事態に該当する事象をいう。

3. 特定事象

原災法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

4. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で専攻外（専攻外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

5. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

6. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

7. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原賠法の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき専攻の事業の実施を統括管理する専攻長をいう。

11. 原子力事業者

原災法第2条第3号ロに規定される者で東京大学学長（以下「学長」という。）をいう。

12. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所で専攻をいう。

13. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第1号に規定する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

14. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

15. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

防護措置の準備やその実施等を適切に行うべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態区分（警戒事態（AL）、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE））を原子力事業者が判断するための基準をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針

この計画は、原災法、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成するものとし、その実施にあたっては、関係省庁、所在地方公共団体及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県及び東海村の原子力災害に関する地域防災計画（原子力災害対策計画編）
- (3) 関係周辺市町村の原子力災害に関する地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことの確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。
なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官並びに茨城県及び東海村の原子力防災担当課長へ報告するものとする。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官（修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官）の指導及び助言を受けるものとする。
3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事及び東海村長と協議しなければならない。
4. 学長は、この計画が修正されたときは速やかに、様式1の届出書によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。
また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に報告する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として、専攻の原子炉施設保安規定等で定める緊急作業団を設置する。

(2) 原子力防災組織の構成

緊急作業団は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する職員等（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。別図1に専攻の原子力防災組織を示す。

(3) 支援組織

専攻が行う原子力災害対策活動を支援する組織として、東京大学大学院工学系研究科（本郷キャンパス。以下「工学系研究科」という。）を充てる。

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、専攻に勤務する職員のうちから、原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表1に定める職務を行う。

(3) 原子力防災要員の派遣

原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうちから、関係機関等で次の業務を実施する派遣要員をあらかじめ定めておく。

- ① 原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、緊急事態応急対策等拠点施設（茨城県原子力オフサイトセンター。以下「オフサイトセンター」という。）、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

(4) 原子力防災要員の現況届

学長は、原子力防災要員が置かれたとき又は変更されたときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2の届出書によって原子力規制委員会、茨城県

知事及び東海村長に届け出るものとする。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
- ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
- ⑤ 原災法第25条第1項に定める応急措置（詳細は第3章第2節）並びに原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、管理的又は監督的地位にある者のうちから選任し、その職務は次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括に関する原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者不在時における職務の代行

(3) 原子力防災管理者の代行

原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故等のため不在となり、その職務が遂行できない場合、副原子力防災管理者に、別表2に定めた代行順位に従い、原子力防災管理者の職務を代行させる。

(4) 原子力防災管理者等の選解任届

学長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が選任又は解任されたときは、選任又は解任した日から7日以内に、様式3の届出書によって原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出るものとする。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 緊急作業団の設置及び解散

(1) 緊急作業団の設置

- ① 原子力防災管理者は、別表8-1に定める警戒事態該当事象並びに別表8-2及び別表8-3に定める特定事象が発生した場合、直ちに専攻内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を全館一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに緊急作業団を設置する。
- ② 緊急作業団は、別図1に示す原子力防災組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、緊急作業団長（以下「団長」という。）として緊急作業団を統括管理する。

④ 原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合、速やかに支援組織を通じ学長に報告する。

(2) 緊急作業団の解散

団長は、次に掲げる場合、関係機関と協議し、緊急作業団を解散するとともに、支援組織を通じ学長に報告する。

① 原子力緊急事態解除宣言があった場合

② 原子力緊急事態宣言が発令されていない場合にあつては、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束した場合

2. 権限の行使

(1) 緊急作業団が設置された場合は、専攻の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急作業団のもとで行う。

(2) 原子力防災管理者は、緊急作業団を設置した場合、団長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとるものとする。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

(3) 原子力防災要員は、団長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

3. 原子力防災要員等の招集連絡経路

原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合、直ちに別図1に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、別図2に定める連絡経路を整備する。

4. 通報連絡経路

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため、別図3-1から別図3-6までに定める専攻内外への通報連絡経路を整備する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表3及び別図4-1に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を2式設置し、次に掲げる措置を講じる。

(1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。

(2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

(3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。

(4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視する

とともに速やかに修理する。

- (5) 学長は、モニタリングポストが新たに設置されたとき又は変更されたときは、設置又は変更した日から7日以内に、様式4の届出書によって内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。
- (6) 学長は、モニタリングポストが新たに設置されたとき又は変更されたときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の届出書と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、測定した放射線量を公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に基づき別表4-1に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。別図4-1に原子力防災資機材の保管場所を示す。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災資機材に不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等常に必要数量を確保する。
なお、当該資機材を修理する場合は、当該修理期間において代替品を充てる等の措置を講じることとする。
- ③ 学長は、原子力防災資機材が新たに備え付けられたときは、備え付けた日から7日以内に、様式5の届出書によって内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出るものとし、以降毎年9月30日現在における備付けの現況を同様式の届出書により翌月7日までに届け出る。

(2) その他の原子力防災資機材

原子力防災管理者は、別表4-2に示すその他原子力防災資機材に関して必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。

3. 活動拠点施設の整備

(1) 緊急時対策所

- ① 原子力防災管理者は、緊急作業団の活動拠点となる緊急時対策所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備として、別図4-1に示す場所に定め、別表5-1に定める仕様を維持する。
- ② 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能となるように、非常用電源設備を確保するとともに、年1回以上定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。なお、自主点検等により非常用設備に不具合が認められた場合は、速やかに業者に点検、修理、代替機の借用の依頼等の措置を講じることとする。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、以下の機能を有する原子力災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備として、別表5-2及び別図4-2のとおりあらかじめ選定しておく。

- ① 人や車両等の汚染検査・除染
- ② 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- ③ サイト等立入車両の駐車
- ④ 物資輸送体制の整備

また、原子力防災管理者は、原子力災害対策支援拠点に別表4-3に定める原子力防災資機材を整備する。

(3) 気象観測設備

原子力防災管理者は、別表5-3及び別図4-1に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講じる。

- ① 気象観測機器は、毎日1回以上稼働状況の確認を行う。
- ② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。
- ③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理又は代替品等を充てる。

(4) 避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更したときも同様とする。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表4-1に定める安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）等の医薬品の確保、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。また、職員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

原子力防災管理者は、原災法第12条第4項の規定により内閣総理大臣に提出した原子力災害対策を講ずるに際して必要となる資料並びに緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、オフサイトセンター及びERCに備え付ける資料について、定期的に見直しを行うとともに、当該資料を適切な版で使用可能な状態に整備する。

1. 内閣総理大臣に提出する資料

学長は、原災法第12条第4項の規定により内閣総理大臣に提出した原子力災害対策を講ずるに際して必要となる資料の内容に変更があったときは、当該資料を内閣総理大臣に提出する。

2. オフサイトセンター及びE R Cに備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンター及びE R Cに設置された事業者ブースに別表6に定める資料を備え付ける。

3. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に別表6に定める資料を備え付ける。

第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

1. 原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する知識
- (2) 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) その他原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

2. 原子力防災訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度1回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、防災訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

なお、この原子力防災訓練は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）に基づく専攻の保安規定等に定める総合的な訓練と兼ねて実施できるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施にあたり訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、上記（1）に記載した訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に学長を通じ報告するとともに、その要旨を公表する。
- (4) 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与及びその他必要な措置を講じるものとする。

第6節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行う。
また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と平常時から協調し、防災情報の提供及び収集などの相互連携を図る。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第32条に基づき、専攻への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長及びその他関係周辺市町村長と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力災害に関する地域防災計画の作成及び修正、地域毎の防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、国、県、所在関係市町村及びその他関係機関と平常時から密接な連携を図る。
- (3) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から原災法第32条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県及び東海村から要請があればこれに協力するものとする。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関等と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第7節 事業所外運搬事故における予防措置

1. 事業所外運搬事故における予防措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象を想定し、次に掲げる措置を事前に整

備する。

- (1) 特定事象発生時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行
- (2) 円滑な通報を確保するため、国、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行
- (3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要な応じた防災資機材の整備及び携行

2. 事業所外運搬事故における体制整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県及び海上保安部署等への通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) 緊急時モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象が発生した場合は、直ちに、運搬の業務に従事している者は、原子力防災管理者にその発生と状況を連絡する。原子力防災管理者は、第3章に基づき関係機関に通報連絡を行う。

第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から専攻の周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。

- (1) 原子力事業所の概要
- (2) 原子力災害の概要
- (3) 原子力災害対策の実施状況
- (4) 施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 初期対応

1. 緊急作業団の設置

原子力防災管理者は、警戒事態該当事象又は特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、緊急作業団を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら団長として原子力防災組織の指揮を行う。

2. 通報連絡

(1) 原子力防災管理者は、警戒事態該当事象が発生した場合は、直ちに様式7-1に必要事項を記入し、別図3-2に定める連絡経路により原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及びその他関係機関へ同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。

また、当該事象発生後の経過については、事象の進展に応じ、様式7-2に必要事項を記入し、関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

(2) 原子力防災管理者は、事業所内での特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに様式8-1に必要事項を記入し、別図3-3に定める通報経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及びその他関係機関へ同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。

また、当該事象発生後の経過については、事象の進展に応じ、様式9-1に必要事項を記入し、別図3-5に定める報告経路により関係機関へ適切な間隔で継続して報告を行う。

(3) 原子力防災管理者は、事業所外運搬での特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに様式8-2に必要事項を記入し、別図3-4に定める通報経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市長村長並びに原子力防災専門官及びその他関係機関へ同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。

また、当該事象発生後の経過については、事象の進展に応じ、様式9-2に必要事項を記入し、別図3-6に定める報告経路により関係機関へ適切な間隔で継続して報告を行う。

(4) 発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

(5) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項について、なるべく早く到達する手段を用いて連絡、通報又は報告を行う。

(6) 原子力防災管理者は、警戒事態該当事象及び特定事象が発生した場合の連絡又は通報並びに当該事象の経過の報告について、ファクシミリ装置等により送信した書面を記録とし

て時系列で保存する。

3. 情報の収集と提供

(1) 団長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
- ④ 専攻敷地周辺における放射線量及び放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 団長は、上記(1)の情報を定期的に収集し、様式9-1に記入し、別図3-5に定める報告箇所に適切な間隔で継続的に報告する。

ただし、事業所外運搬にあつては、様式9-2に記入し、別図3-6に定める報告箇所とする。

4. 通話制限

団長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

5. 原子力事業所災害支援拠点の活動

団長は、必要に応じて原子力事業所災害支援拠点を設置するとともに、原子力防災要員等の派遣、復旧資機材の受入等を指示する。

第2節 応急措置

1. 応急措置の計画の策定

団長は、本節2.に掲げる応急措置を実施するに当たり、その優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、以下の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施

(1) 避難誘導及び構内入構制限

- ① 避難

団長は、全館一斉放送等により、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安

全な避難場所に避難させる。

② 避難状況の把握

団長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等について、その情報を記録する。

③ 入構制限及び車両使用禁止

団長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について専攻内への立ち入りを制限する。

また、専攻内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

(2) 放射線量及び放射性物質濃度の測定

団長は、専攻内及び専攻敷地周辺の放射線量並びに放射性物質の濃度の測定を行い、放射性物質が専攻敷地外に放出された場合、気象観測データ、緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を継続的に推定する。

(3) 緊急時医療

① 救難・救助

団長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、可能な限り負傷者等を放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する等の必要な措置を講じる。

② 医療活動

団長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を施すとともに、茨城県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアルに定める原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへの移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。

また、移送の際は、放射線管理の知識を有する原子力防災要員等を同行させる等の必要な措置を講じる。

③ 二次災害防止に関する措置

団長は、負傷者等の移送及び治療の要請を医療機関に対して行うとき並びに救急隊員が到着したときは、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況等、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。

(4) 消火活動

団長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

(5) 汚染拡大の防止及び防護措置

① 団長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送等を行い、専攻内にいる者に周知する。

また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

② 団長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護具及び個人線量計の着用等）を講じる。

(6) 線量評価

団長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。

(7) 広報活動

団長は、発生した特定事象等に関し、施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、オフサイトセンターにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報を行う。

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

団長は、原子炉制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、施設及び設備の異常の状況並びに機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

団長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節1. で策定した応急復旧計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

団長は、事故状況の把握、事故の拡大の防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大の防止を図るための措置の検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。

① 事故の拡大のおそれがある場合、事故の拡大の防止に必要な措置を講じる。

② 事故発生施設以外の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

③ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

団長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。

また、団長は、専攻において十分に調達できない場合、必要とする資機材の輸送を支援組織に対して要請する。

(11) 工学系研究科の支援

支援組織である工学系研究科は、上記(10)の要請を受けたときは、専攻に必要な資機材の確保等を行う。

3. 事業所外運搬における応急措置

団長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な原子力防災要員等を派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、以下の措置を実施する。

(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2) 消火、延焼防止の措置

(3) 運搬に従事する者や付近にいる者の待避

(4) 立入制限区域の設定

(5) 核燃料物質等の安全な場所への移動

- (6) 緊急時モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止、汚染の除去及び放射線の遮蔽
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

4. 危険時の措置

団長は、炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会又は国土交通大臣から命令があった場合、必要な措置を講じる。

5. 応急措置の実施報告

団長は、実施した前項の応急措置の概要について、速やかに様式9-1に必要事項を記入し、別図3-5に定める報告経路により同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、様式9-2に必要事項を記入し、別図3-6に定める報告経路とする。

6. 原子力防災要員等の派遣

団長は、茨城県知事、東海村長及びその他執行機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表7に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

なお、原子力防災要員等及び原子力防災資機材等の輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

また、団長は、必要に応じて、他の原子力事業者に対して協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 該当事象発生時の通報

(1) 団長は、別表8-3に定める特定事象に至った場合、直ちに様式8-1に必要事項を記入し、別図3-3に定められた通報（報告）箇所に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、様式8-2に必要事項を記入し、別図3-4に定められた通報（報告）箇所とする。

(2) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあっては、様式8-2）に掲げる事項について、なるべく早く到達する手段を用いて通報する。

2. 応急措置の継続実施

団長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して実施する。

3. 事業所外運搬事故における対策

団長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、専攻で発生した原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

4. 原子力防災要員等の派遣

- (1) 団長は、茨城県知事、東海村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表7に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。
- (2) 派遣された原子力防災要員等は、緊急作業団と密に連絡をとり、原子力災害合同対策協議会等に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、共有された情報を団長に報告する。
- (3) 団長は、必要に応じて、他の原子力事業者に支援を要請する。

第4章 原子力災害事後対策

団長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 事業所の対策

1. 復旧対策

団長は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、当該計画及び実施状況について内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染、放射線の遮蔽等の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 復旧対策の実施担当者及び復旧に係る工程

2. 被害申出窓口の設置

団長は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、原賠法第17条の2に定める専攻の損害賠償実施方針に基づき、被害申出窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急作業団の解散

団長は、第2章第2節1. (2)に基づき緊急作業団を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

- (1) 原子力防災管理者は、ERC及びオフサイトセンター並びに茨城県知事、東海村長、関係市町村長及びその他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表7に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

- (2) 派遣された原子力防災要員等は、緊急作業団と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会に復旧状況の報告を行うとともに、原子力事業者へ共有された情報及び要請された事項について、緊急作業団に報告する。団長は、要請された事項について、必要な対応を行う。
- (3) 団長は、関係機関に貸与する原子力防災資機材が不足するときは、支援組織である工学系研究科に協力を要請する。それでも不足する場合は、他の原子力事業者に協力を要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、オフサイトセンター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表7に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。

なお、原子力防災要員等及び原子力防災資機材等の輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

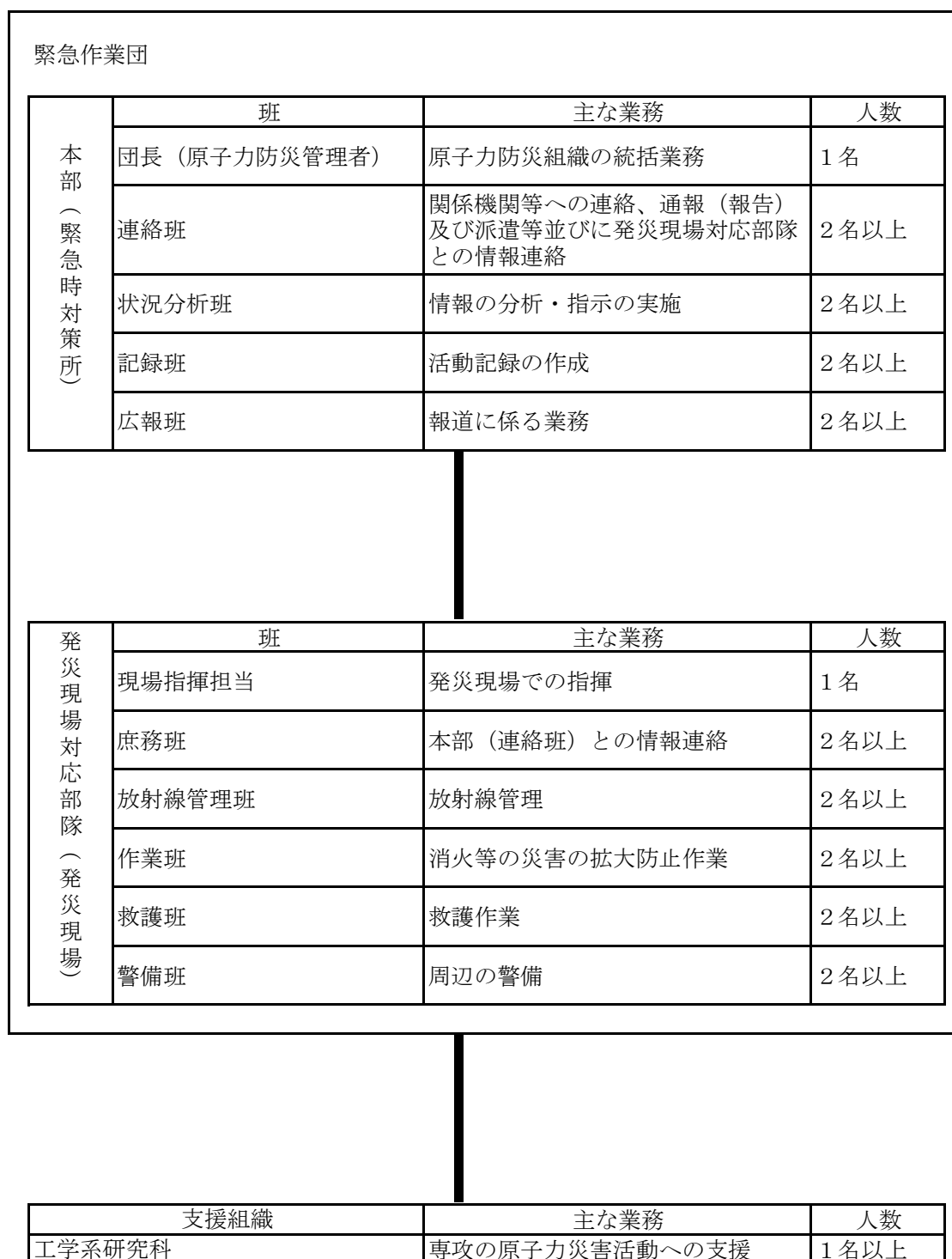
第2節 他の原子力事業者との協定

東海村・大洗町等に所在する原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

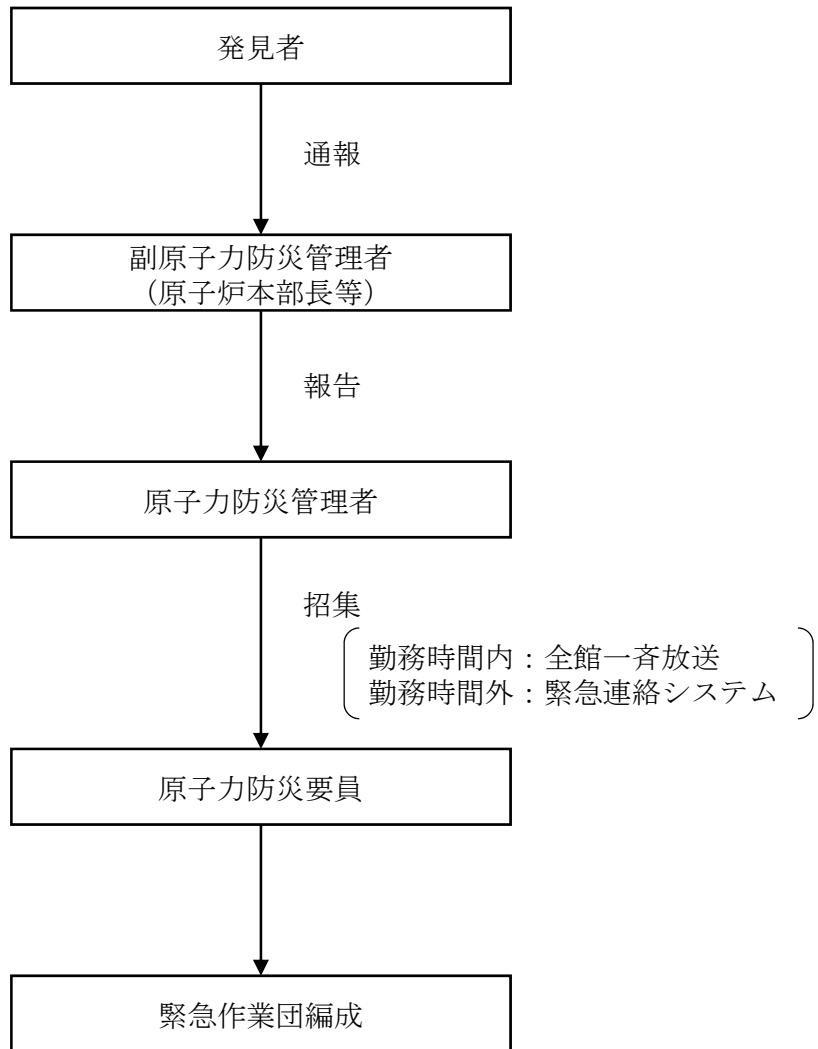
(作成日及び修正日)

1. この原子力事業者防災業務計画は、平成12年6月26日付で作成する。
2. この原子力事業者防災業務計画は、平成13年7月19日付で修正する。
3. この原子力事業者防災業務計画は、平成14年6月14日付で修正する。
4. この原子力事業者防災業務計画は、平成15年6月12日付で修正する。
5. この原子力事業者防災業務計画は、平成16年6月30日付で修正する。
6. この原子力事業者防災業務計画は、平成17年4月1日付で修正する。
7. この原子力事業者防災業務計画は、平成19年8月1日付で修正する。
8. この原子力事業者防災業務計画は、平成20年7月1日付で修正する。
9. この原子力事業者防災業務計画は、平成25年3月18日付で修正する。
10. この原子力事業者防災業務計画は、平成26年1月17日付で修正する。
11. この原子力事業者防災業務計画は、平成27年5月29日付で修正する。
12. この原子力事業者防災業務計画は、平成30年2月1日付で修正する。
13. この原子力事業者防災業務計画は、令和元年11月15日付で修正する。
14. この原子力事業者防災業務計画は、令和3年1月4日付で修正する。
15. この原子力事業者防災業務計画は、令和3年10月1日付で修正する。

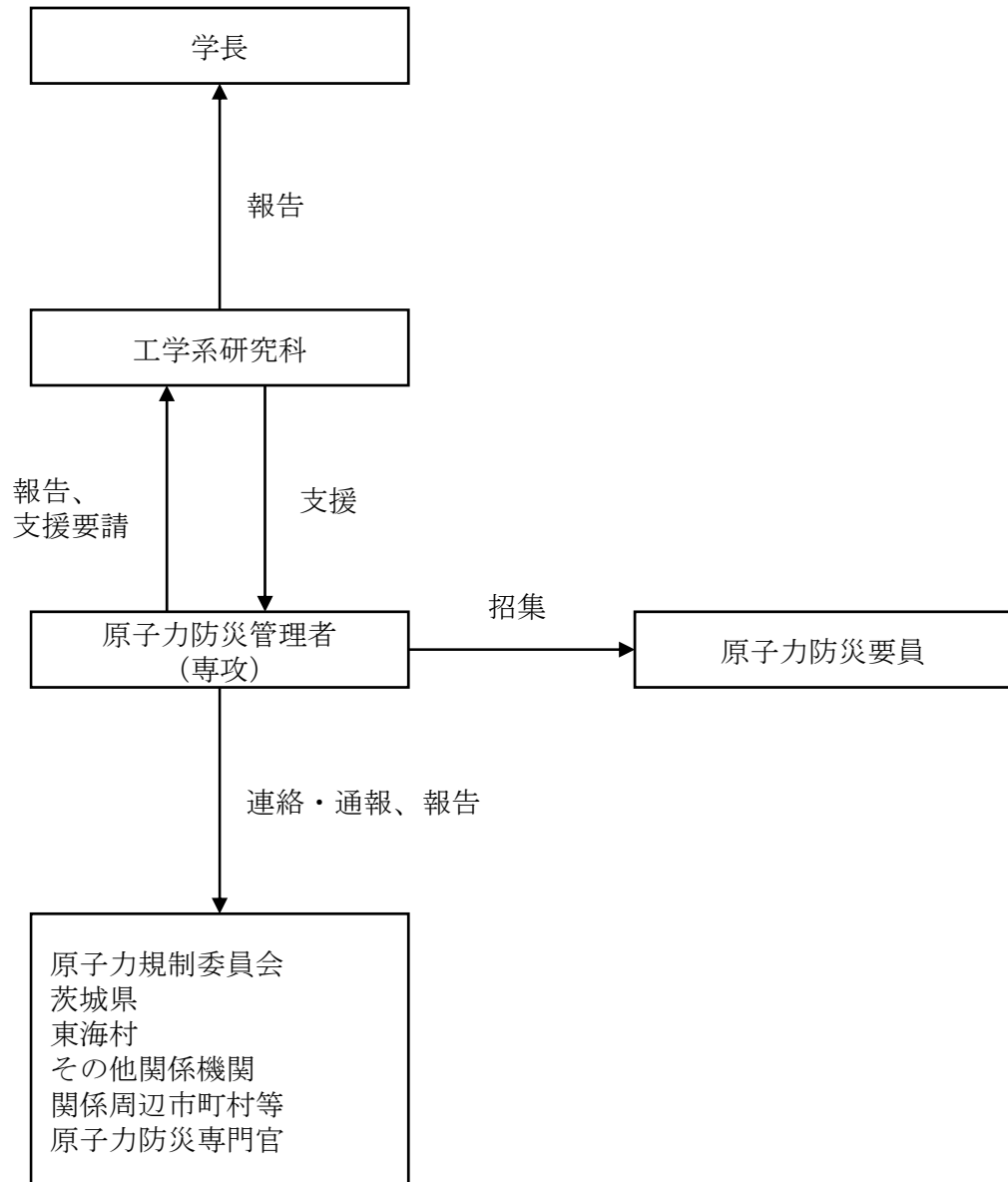
別図1 原子力防災組織



別図2 原子力防災要員等招集連絡経路



別図 3 - 1 学内通報連絡経路



別図 3 - 2 警戒事態該当事象発生時の連絡経路



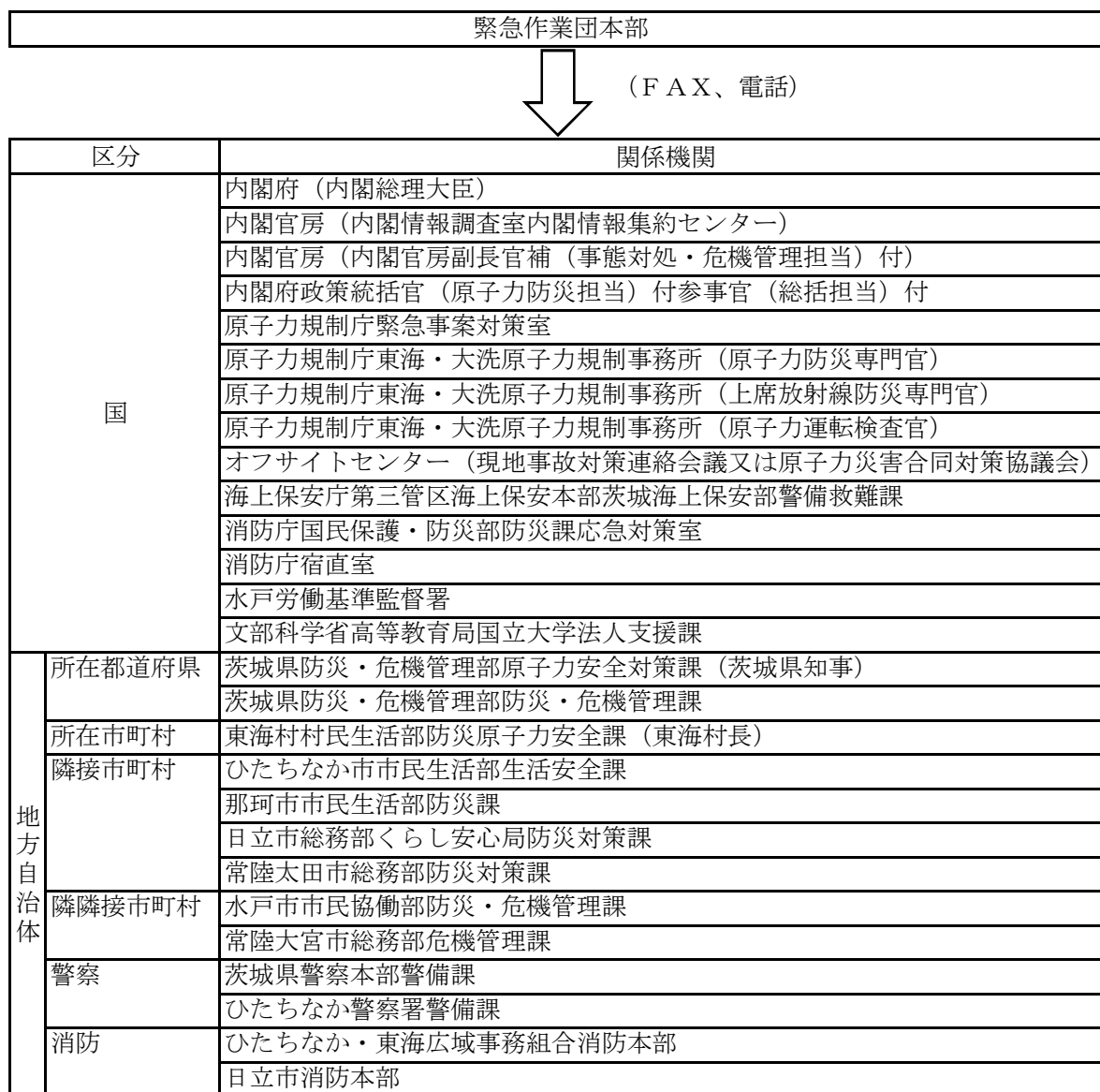
別図3-3 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所内での事象発生）



別図3-4 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生）



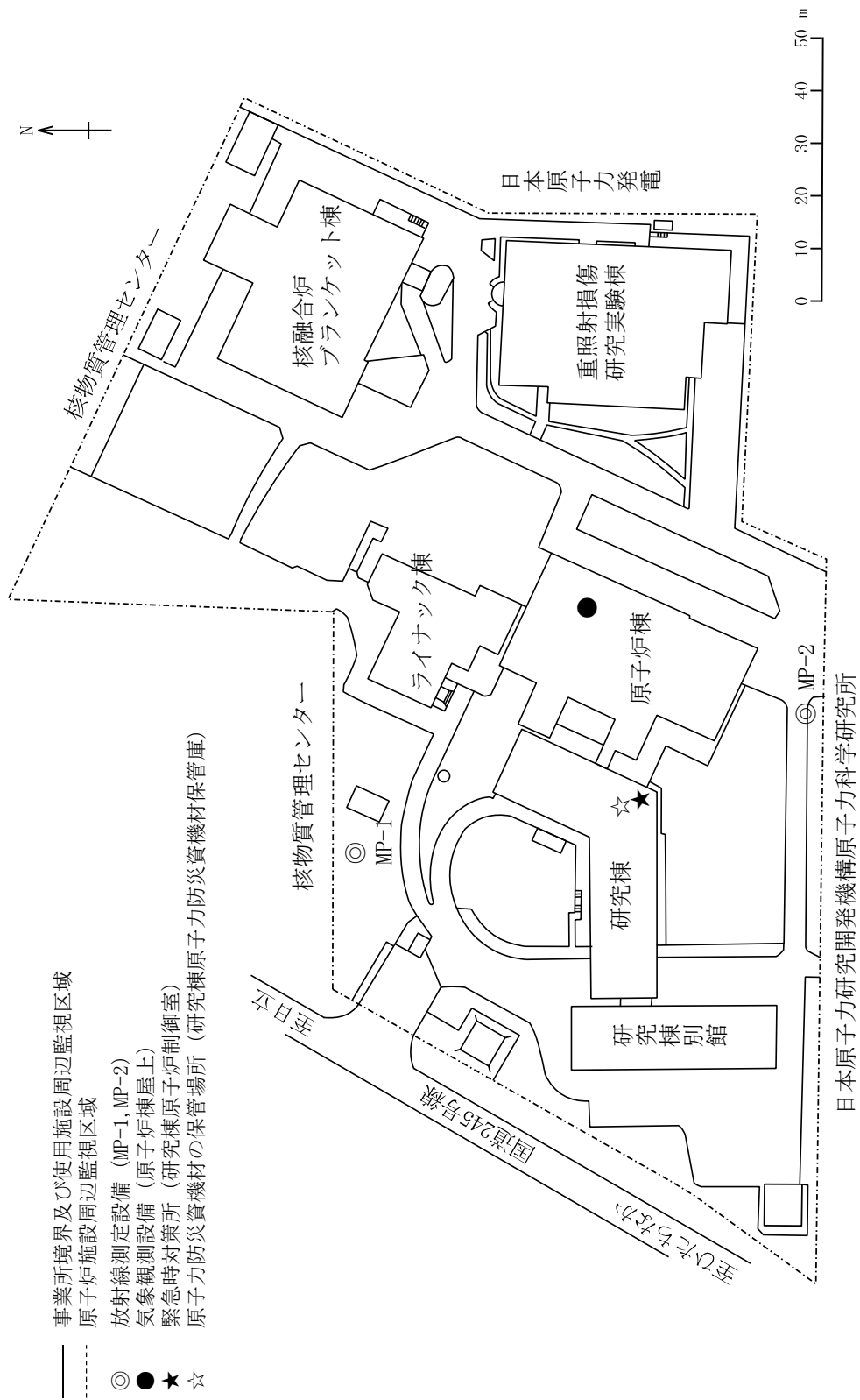
別図3-5 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告経路（事業所内での事象発生）



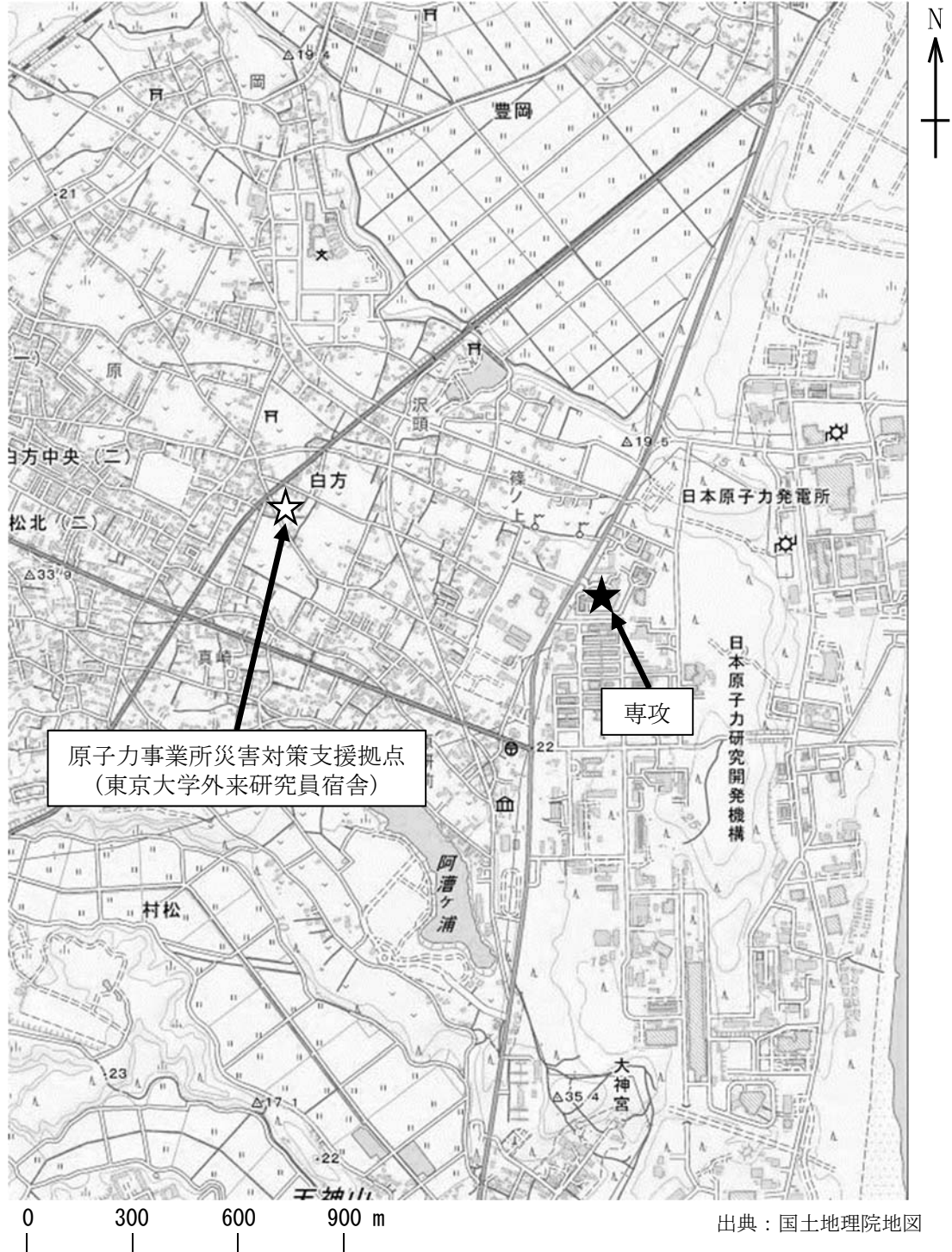
別図3-6 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告経路（事業所外運搬での事象発生）



別図4-1 放射線測定設備等配置図



別図4-2 原子力事業所災害対策支援拠点の位置



別表1 原子力防災要員の職務

原子力防災要員の職務	人数	配置	原子力防災要員の班名
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	2名以上	事業所内	連絡班 状況分析班 記録班
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	2名以上	事業所内	連絡班
		オフサイトセンター	連絡班
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	2名以上	事業所内	広報班
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	2名以上	事業所内	状況分析班 放射線管理班
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2名以上	事業所内	作業班
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2名以上	事業所内	緊急作業団員
放射性物質による汚染の除去	2名以上	事業所内	作業班 放射線管理班
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	2名以上	事業所内	救護班
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2名以上	事業所内	庶務班 警備班
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	2名以上	事業所内	警備班

別表2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

代行順位	役職名
1	原子炉本部長
2	原子炉本部原子炉管理部長
3	放射線管理室長
4	技術室長
5	安全衛生管理室長
6	品質保証責任者
7	ライナック管理部長
8	重照射管理部長
9	ブランケット管理部長
10	共同利用管理本部長
11	事務室主査

別表3 放射線測定設備（モニタリングポスト）

名称	測定対象	測定器種類 (測定レンジ)	点検内容	点検頻度
モニタリングポスト1 (MP-1)	空間吸収線量率	NaIシンチレーション (B. G. $\sim 100 \mu\text{Gy/h}$)	外観検査 機能検査	年1回以上
モニタリングポスト2 (MP-2)	空間吸収線量率	NaIシンチレーション (B. G. $\sim 100 \mu\text{Gy/h}$)	外観検査 機能検査	年1回以上

別表4-1 原子力防災資機材

分類	名称	数量	保管場所 ※括弧内の数字は数量を示す	点検内容	点検頻度
放射線障害防護器具	汚染防護服	28個	研究棟原子力防災資機材保管庫(28)	外観、員数	年1回以上
	呼吸用ポンベ(交換用のものを含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	5個	研究棟原子力防災資機材保管庫(2)、研究棟ロビー(3)	外観、員数、機能	年1回以上
非常用通信機器	フィルター付き防護マスク	28個	研究棟原子力防災資機材保管庫(28)	外観、員数	年1回以上
	通常の業務に使用しない電話回線	1回線	緊急時対策所(1)	外観、員数、機能	年1回以上
	ファクシミリ装置	1台	緊急時対策所(1)	外観、員数、機能	年1回以上
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	10台	研究棟原子力制御御室(CAS内)(10)	外観、員数、機能	年1回以上
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	1台	研究棟排気監視室、研究棟原子力制御御室	外観、員数、機能	年1回以上
	ガンマ線測定用可搬式測定器	4台	研究棟原子力防災資機材保管庫(4)	外観、員数、機能	年1回以上
その他資機材	中性子線測定用可搬式測定器	2台	研究棟原子力防災資機材保管庫(1)、原子力棟屋上(1)	外観、員数、機能	年1回以上
	空間放射線積算線量計	10個	屋外(10)	外観、員数	年1回以上
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	2台	研究棟原子力防災資機材保管庫(2)	外観、員数、機能	年1回以上
	可搬式ダスト測定関連機器	4台	研究棟原子力防災資機材保管庫(4)	外観、員数、機能	年1回以上
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	1台	研究棟保物準備室(1)	外観、員数、機能	年1回以上
	個人用外部被ばく線量測定器	2台	研究棟原子力防災資機材保管庫(2)	外観、員数、機能	年1回以上
	ヨウ化カリウムの製剤	1台	研究棟保物準備室(1)	外観、員数、機能	年1回以上
	担架	40台	研究棟放射線管理居室(40)※	外観、員数	年1回以上
	除染用具	400錠	研究棟放射線管理居室(400)	外観、員数	年1回以上
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	研究棟管理区域廊下(1)	外観、員数	年1回以上
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	研究棟汚染検査室(1)	外観、員数	年1回以上	
	1式	車庫(1)	外観、員数、機能	年1回以上	
	1式	原子力棟周辺(中庭側)(1)	外観、員数、機能	年1回以上	

※ 放射線業務従事者に配布している個人用外部被ばく線量測定器を含む。

別表4-2 その他の原子力防災資機材

分類	名称	数量	保管場所	点検内容	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	14個	研究棟原子力防災資機材保管庫	外觀、員数	年1回以上
非常用通信機器	ファクシミリ装置	1台	研究棟コピー室	外觀、員数、機能	年1回以上
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器	10台	研究棟放射線管理室居室	外觀、員数	年1回以上
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	400錠	研究棟原子力防災資機材保管庫	外觀、員数	年1回以上
	非常食	緊急作業団員1名につき3日分	研究棟別館ロビー、研究棟別館A210	外觀、員数	年1回以上

別表4-3 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材

東京大学外来研究員宿舎

分類	名称	数量	点検内容	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	10個	外観、員数	年1回以上	宿舎内
	フィルター付き防護マスク	10個	外観、員数	年1回以上	宿舎内
非常用通信機器	フアークシミリ装置	1台	外観、員数、機能	年1回以上	宿舎内
	衛星電話※1	1台	外観、員数、機能	年1回以上	専攻事務室
その他資機材	除染用具	1式	外観、員数	年1回以上	宿舎内
	非常食※2	—	外観、員数	年1回以上	宿舎内

※1 原子力事業所災害対策支援拠点への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

※2 別表4-2に定める原子力防災資機材の非常食から充当する。なお、不足する場合は食料品小売店等から調達する。

別表 5-1 専攻の緊急時応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策所（研究棟原子炉制御室）

広さ	約 120 m ²
耐震性・耐津波	一般建築相当の耐震性 (E L. 約 30 m)
非常用通信機器	別表 4-1 参照
非常用電源設備	無停電電源設備（変電室及び蓄電池室） 1 式 定格出力 7 kVA（単相 100 V）、3 kVA（3 相 200 V） ディーゼル発電機（発電機室） 1 式 定格出力 200 kVA（3 相 200 V）
燃料	備蓄燃料 約 770 リットル その他 燃料小売店等から調達

別表 5-2 原子力事業所災害対策支援拠点の場所

東京大学外来研究員宿舎

所在地	茨城県那珂郡東海村白方 9 1 番地 (E L. 約 22 m)
専攻からの距離	約 900 m
広さ	約 120 m ²
非常用電源設備	可搬型発電機（定格出力 1.6 kVA）
燃料	燃料小売店等から調達

別表 5-3 気象観測設備

名称	数量	設置場所
風向風速計	1 式	原子炉棟屋上 (E L. 約 39 m)

別表6 原子力災害対策活動で使用する資料

分類	名称	備え付ける場所			
		オフサイトセンター (事業者ブース)	ERC (事業者ブース)	緊急時対策所	原子力事業所災害 対策支援拠点※2
組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画※1	○	○	○	○
	原子炉施設設置(変更)承認申請書※1	○	○	○	—
	原子炉施設保安規定※1	○	○	○	—
	専攻施設配置図※1	○	○	○	—
放射線影響推定に関する資料	原子炉施設廃止措置計画変更承認申請書	○	○	○	—
	原子炉施設排気設備に関する図面	○	○	○	—

※1 原災法第12条第4項の規定により内閣総理大臣に提出する資料である。

※2 平常時においては、専攻事務室にて資料を保管する。原子力災害発災時の資料の輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

別表7 緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	要員数	貸与する主な資機材	数量	実施する主な業務
ERCへの派遣	1名	—	—	・情報共有等
茨城県、東海村等が設置する災害対策本部への派遣	1名	—	—	・情報共有等
要請を受けた事業所	2名	汚染防護服	2個	・緊急時モニタリング ・汚染検査及び除染
		フィルター付防護マスク	2個	
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	
		表面汚染密度測定用サーベイメータ	1台	
		可搬式ダストサンプラ	1台	
		個人用外部被ばく線量測定器	2台	
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	・緊急時モニタリング ・汚染検査及び除染
		表面汚染密度測定用サーベイメータ	1台	
		可搬式ダストサンプラ	1台	
		個人用外部被ばく線量測定器	2台	

別表 8-1 警戒事態該当事象発生時の連絡基準

EAL区分	EAL番号	法令等	EAL略称	EAL	専攻における解釈
その他	—	指針の表2の 9. ①	所在市町村で 震度6弱以上の 地震発生	当該原子力事業所所在市町村において、震度 6弱以上の地震が発生した場合。	「当該原子力事業所所在市町村」とは、東海 村をいう。
	—	指針の表2の 9. ②	所在市町村沿 岸を含む津波 予報区で大津 波警報発表	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波 予報区において、大津波警報が発表された場 合。	「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津 波予報区」とは、茨城県をいう。
	—	指針の表2の 9. ④	オンサイト総 括が警戒を必 要と認める当 該施設の重要 な故障等が発 生した場合	ERCオンサイト総括が警戒を必要と認める 当該原子炉の運転等のための施設の重要な故 障等が発生した場合。	同左
	—	指針の表2の 9. ⑤	原子力規制委 員会委員長又 は委員長代行 が警戒本部の 設置を判断し た場合	その他原子炉の運転等のための施設以外に起 因する事象が原子炉の運転等のための施設に 影響を及ぼすおそれがあることを認知した場 合など、原子力規制委員会委員長又は委員長 代行が警戒本部の設置が必要と判断した場 合。	同左

本別表における法令等は次のとおりとする。

指針：原子力災害対策指針（平成24年原子力規制委員会告示第5号）

別表 8-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

EAL 区分	EAL 番号	法令等	EAL 略称	EAL	専攻における解釈
放射線量・ 放射性物質 放出	SE01	令第 4 条第 2 項 及び同条第 3 項	敷地境界付近 の放射線量の 上昇	<p>次の放射線量が検出された場合</p> <p>(1) 放射線測定設備の 1 又は 2 以上について、放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上検出された場合。</p> <p>(2) 放射線測定設備の全てについて $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の 1 又は 2 以上についての数値が $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上検出された場合。</p> <p>ただし、上記の (1) 及び (2) について、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備 (MP-1、MP-2) について、それぞれ単位時間 (2 分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算する。 また、上記で得られた値は、環境放射線モニタリング指針等に基づき、$1\text{Gy/h} = 1\text{Sv/h}$ として運用する。 中性子線の測定は、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行う。
	SE02	令第 4 条第 4 項 第 2 号	通常放出経路 での気体放射 性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒モニタによる測定で、次の計測値が検出された場合。 ガスモニタ 10cps 以上 ダストモニタ 70000cps 以上

				<p>が$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合。</p>			
SE03	令第4条第4項第2号	通常放出経路での液体放射性物質の放出		<p>・貯留槽で保管されている高濃度 (1Bq/cm^3以上) の液体放射性物質が排水された場合とする。</p>			
SE04	令第4条第4項第3号イ	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出		<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内側に設定された管理区域外の場所（当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合。</p> <p>ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出さ</p>	<p>・ガンマ線サーベイメータによって測定を行う。</p> <p>・事象の状況により上記の測定が困難である場合には、当該測定に代えて、事象に係る放射性物質の取扱状況（施設内における放射性物質の保有量、事象発生直前に取扱っていた放射性物質の量等）から放射線量の推定を行う。</p>		

			<p>SE05</p> <p>令第4条第4項 第3号ロ</p>	<p>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p>	<p>れる蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所（当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、放射能水準が$5 \mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして、空气中の放射性物質の濃度について、次の基準以上の放射性物質が検出された場合。</p> <p>ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>(2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質</p>	<p>・可搬式ダストサンプラ等によって測定を行う。</p> <p>・事象の状況により上記の測定が困難である場合には、当該測定に代えて、事象に係る放射性物質の取扱状況（施設内における放射性物質の保有量、事象発生直前に取扱っていた放射性物質の量等）から放射性物質の濃度の推定を行う。</p>					
--	--	--	-------------------------------------	--------------------------------	---	---	--	--	--	--	--

その他脅威	S E 5 2	令第4条第4項 第5号、通報規 則第7条第1号 の表イ(9)	所内外通信連 絡機能の全て 喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原 子力事業所内と原子力事業所外との通信のた めの設備の全ての機能が喪失する場合。	<p>がある場合にあつては、それらの放射 性物質の濃度のそれぞれその放射性物 質についての前号の規定により得られ た値に対する割合の和が1となるよう なそれらの放射性物質の濃度</p> <p>(3) 検出された放射性物質の種類が明ら かでない場合にあつては、空气中濃度 限度(当該空气中に含まれていないこ とが明らかである放射性物質の種類に 係るものを除く。)のうち、最も低い ものに50を乗じて得た値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業所内の通信手段、又は②原子 力事業所内から原子力事業所外への通信手 段の何れかが全て使用できない場合をい う。 ・「通信手段」とは、公衆回線、衛星回線等 の全ての通信手段をいう。
S E 5 5	令第4条第4項 第5号、通報規 則第7条第1号 の表ホ(4)	防護措置の準 備及び一部実 施が必要な事 象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原 子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等 放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放 出され、又は放出されるおそれがあり、原子 力事業所周辺において、緊急事態に備えた防 護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開 始する必要がある事象が発生する場合。	<p>「その他原子炉施設以外に起因する事象」と は、破壊防行為等により原子炉施設の安全 を維持する機能に不具合を引き起こすような 事象をいう。</p>		

事業所外運搬	X S E 6 1	令第4条第4項第4号	事業所外運搬での放射線量の上昇	火災、爆発その他これらに類する事業の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合。 ただし、火災、爆発その他これらに類する事業の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ガンマ線サーベイメータによって測定を行う。 事象の状況により上記の測定が困難である場合には、当該測定に代えて、容器に収納されている放射性物質の量から放射線量の推定を行う。
	X S E 6 2	令第4条第4項第5号、外運搬省令第3条	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	火災、爆発その他これらに類する事業の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（L型輸送物及びI P型輸送物を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいする場合又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染検査用サーベイメータによって測定し、当該輸送容器の表面密度が次の輸送物表面密度限度を超えて認められた場合。 α核種 0.4 Bq/cm^2 α核種以外 4 Bq/cm^2 事象の状況により上記の測定が困難である場合には、放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあると推定する。

本別表における法令等は次のとおりとする。

令 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

通報規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

外運搬省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表 8-3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

EAL 区分	EAL 番号	法令等	EAL 略称	EAL	専攻における解釈
放射線量・ 放射性物質 放出	G E 0 1	令第 6 条第 3 項 第 1 号	敷地境界付近 の放射線量の 上昇	<p>次の放射線量が検出された場合。</p> <p>(1) 放射線測定設備について、放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上であり、かつ、2 地点以上において又は 10 分以上継続して検出された場合。</p> <p>(2) 放射線測定設備の全てについて $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備についての数値が $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線の放射線量を合計して得た数値が、$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上であり、かつ、2 地点以上において又は 10 分以上継続して検出された場合。</p> <p>ただし、上記の (1) 及び (2) について、当該数値が落雷のときに検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>	<p>・法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備 (MP-1、MP-2) について、それぞれ単位時間 (2 分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算する。</p> <p>また、上記で得られた値は、環境放射線モニタリング指針等に基づき、$1 \text{ Gy/h} = 1 \text{ Sv/h}$ として運用する。</p> <p>・中性子線の測定は、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行う。</p>

G E 0 2	令第6条第4項 第1号	通常経路での 気体放射性物 質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等 のための施設の排気筒その他これらに類する 場所において、当該原子力事業所の区域の境 界付近に達した場合におけるその放射能水準 が $5 \mu S v / h$ の放射線量に相当するものと して原子力規制委員会規則で定める基準以上 の放射性物質が原子力規制委員会規則で定め るところにより検出された場合。	<ul style="list-style-type: none"> このEALは、S E 0 2と同一であるた め、S E 0 2及びG E 0 2の通報を行う。
G E 0 3	令第6条第4項 第1号	通常経路での 液体放射性物 質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等 のための施設の排水口その他これらに類する 場所において、当該原子力事業所の区域の境 界付近に達した場合におけるその放射能水準 が $5 \mu S v / h$ の放射線量に相当するものと して原子力規制委員会規則で定める基準以上 の放射性物質が原子力規制委員会規則で定め るところにより検出された場合。	<ul style="list-style-type: none"> このEALは、S E 0 3と同一であるた め、S E 0 3及びG E 0 3の通報を行う。
G E 0 4	令第6条第3項 第2号	火災爆発等に よる管理区域 外での放射線 の異常放出	火災、爆発その他これらに類する事象の発 生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所 のうち原子炉の運転等のための施設の内部に 設定された管理区域外の場所（当該原子力事 業所における原子炉の運転等のための施設の 排気筒、排水口その他これらに類する場所を 除く。）において、 $5 m S v / h$ 以上の放射 線量が10分間以上継続して検出された場 合。	<ul style="list-style-type: none"> ガンマ線サーベイメータによって測定を行 う。 事象の状況により上記の測定が困難である 場合には、当該測定に代えて、事象に係る 放射性物質の取扱状況（施設内における放 射性物質の保有量、事象発生直前に取扱っ ていた放射性物質の量等）から放射線量の 推定を行う。

			<p>ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	
<p>GE05</p>	<p>令第6条第4項第2号</p>	<p>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p>	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所（当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、当該場所におけるその放射能水準が$500 \mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして、空气中の放射性物質の濃度について、次の基準以上の放射性物質が検出された場合。</p> <p>ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあって</p>	<p>・可搬式ダストサンプラ等によって測定を行う。</p> <p>・事象の状況により上記の測定が困難である場合には、当該測定に代えて、事象に係る放射性物質の取扱状況（施設内における放射性物質の保有量、事象発生直前に取扱っていた放射性物質の量等）から放射性物質の濃度の推定を行う。</p>

	GE55	令第6条第4項 第4号、通報規 則第14条の表 ホ(2)	住民の避難を 開始する必要 がある事象発 生	<p>では、放射性物質の種類に応じた空気 中濃度限度に5000を乗じて得た値 (2) 検出された放射性物質の種類が明ら かで、かつ、2種類以上の放射性物質 がある場合にあつては、それらの放射 性物質の濃度のそれぞれその放射性物 質についての(1)により得られた値 に対する割合の和が1となるようなそ れらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(3) 検出された放射性物質の種類が明ら かでない場合にあつては、空气中濃度 限度(当該空气中に含まれていないこ とが明らかである放射性物質の種類に 係るものを除く。)のうち、最も低い ものに5000を乗じて得た値</p>	<p>・「その他原子炉施設以外に起因する事象」 とは、破壊妨害行為等により原子炉施設の 安全を維持する機能に不具合を引き起こす ような事象をいう。</p>
事業所外運 搬	XGE61	令第6条第3項 第3号	事業所外運搬 での放射線量 の異常上昇	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原 子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又 は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放 出され、又は放出されるおそれがあり、原子 力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必 要がある事象が発生する場合。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発 生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所において、10mSv/h以 上の放射線量が検出された場合。</p>	<p>・ガンマ線サーベイメータによって測定を行 う。 ・事象の状況により上記の測定が困難である 場合には、当該測定に代えて、容器に収納</p>

				ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	されている放射性物質の量から放射線量の推定を行う。
XGE6.2	令第6条第4項第4号、外運搬省令第4条	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（I P型輸送物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいする場合又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染検査用サーベイメータによって測定し、当該輸送容器の表面密度が次の輸送物表面密度限度を超えて認められた場合。 <ul style="list-style-type: none"> α核種 0.4 Bq/cm² α核種以外 4 Bq/cm² 事象の状況により上記の測定が困難である場合には、放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあると推定する。 	

本別表における法令等は次のとおりとする。

令 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

通報規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

外運搬省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所	
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所		
氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所		
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
区 分	選任	解任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職 務 上 の 地 位	/
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職 務 上 の 地 位	/

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所		
氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所			
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台	
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者	
<u>住所</u>	
氏名	
<u>(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</u>	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警戒事態該当事象連絡</div>	連絡者名 <hr/> 連絡先	
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</div>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px;">連絡者名</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</td> </tr> </table>	連絡者名	連絡先
連絡者名			
連絡先			
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。			
原子力事業所の名称 及び場所			
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注 1)			
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)		
警戒事態該当事象の 種類 (注 1)			
発生事象と対応の概 要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)		
その他の事項の対応 (注 3)			

(別添 有 無)

- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- (注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注 3) 緊急作業団の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

別添

警戒事態該当事象発生後の経過連絡（原子炉施設の状況等）

1. 施設の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

事故発生時の状況	原子炉施設の運転状態（廃止措置段階）	<input type="checkbox"/> 作業中（放射性物質の取扱： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 休止		
現在の状況	外部電源受電状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	非常用発電機受電状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要
	火災の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	爆発の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	放射性物質の放出、漏えいの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外 ）		

2. 放射性物質の放出状況※ 評価時刻： 年 月 日 時 分

放出開始時刻	年 月 日 時 分頃	放出終了時刻	年 月 日 時 分頃
放出箇所		放出高さ（地上高）	m
放出実績評価		評価時点での放出率	評価時刻までの放出量
核種	全α核種	Bq/h	Bq
	全β核種	Bq/h	Bq

※ 管理区域外へ放出有の場合に記載

3. モニタ情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

モニタリングポスト	MP-1	μ Sv/h	中性子線測定用可搬式測定器（レムカウンタ）	μ Sv/h
	MP-2	μ Sv/h		
排気筒モニタ	ガスモニタ	cps		
	ダストモニタ	cps		
空気中の放射性物質濃度		全α核種	全β核種	
管理区域内		Bq/cm ³	Bq/cm ³	
管理区域外（施設周辺等）		Bq/cm ³	Bq/cm ³	

4. 気象情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

天候		風向（16方位）		風速	m/s	大気安定度	
----	--	----------	--	----	-----	-------	--

5. 予測線量 評価時刻： 年 月 日 時 分

全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点（敷地境界）	方位	
	位置	
	線量率	μ Sv/h

6. その他

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日							
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿							
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 1 0 条通報</div>	<input type="checkbox"/> 第 1 0 条事象発生 <input type="checkbox"/> 第 1 5 条事象発生						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">通報者名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">連絡先</td> <td></td> </tr> </table>		通報者名		連絡先			
通報者名							
連絡先							
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。							
原子力事業所の名称及び場所							
特定事象の発生箇所							
特定事象の発生時刻	(2 4 時間表示)						
発生した特定事象の概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">特定事象の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">想定される原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等 </td> <td></td> </tr> </table>	特定事象の種類		想定される原因		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
	特定事象の種類						
	想定される原因						
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等							
その他特定事象の把握に参考となる情報							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日					
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿					
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 1 0 条通報</div>	<input type="checkbox"/> 第 1 0 条事象発生 <input type="checkbox"/> 第 1 5 条事象発生				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">通報者名</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">連絡先</td> </tr> </table>			通報者名		連絡先
	通報者名				
	連絡先				
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。					
原子力事業所の名称及び場所					
特定事象の発生箇所					
特定事象の発生時刻	（2 4 時間表示）				
発生した特定事象の概要	特定事象の種類				
	想定される原因				
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等				
その他特定事象の把握に参考となる情報					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

応急措置の概要報告

(第 報)

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">第 2 5 条 報 告</div>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 50%; padding: 2px 5px;">報告者名</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;">連絡先</td> </tr> </table>	報告者名	連絡先
報告者名			
連絡先			
原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。			
原子力事業所の名称及び場所			
特定事象の発生箇所 (注 1)			
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)		
特定事象の種類 (注 1)			
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)		
その他の事項の対応 (注 3)			

(別添 有 無)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急作業団の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

別添

応急措置の概要報告（原子炉施設の状況等）

1. 施設の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

事故発生時の状況	原子炉施設の運転状態（廃止措置段階）	<input type="checkbox"/> 作業中（放射性物質の取扱： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 休止		
現在の状況	外部電源受電状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	非常用発電機受電状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要
	火災の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	爆発の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	放射性物質の放出、漏えいの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外 ）		

2. 放射性物質の放出状況※ 評価時刻： 年 月 日 時 分

放出開始時刻	年 月 日 時 分頃	放出終了時刻	年 月 日 時 分頃
放出箇所		放出高さ（地上高）	m
放出実績評価		評価時点での放出率	評価時刻までの放出量
核種	全α核種	Bq/h	Bq
	全β核種	Bq/h	Bq

※ 管理区域外へ放出有の場合に記載

3. モニタ情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

モニタリングポスト	MP-1	μ Sv/h	中性子線測定用可搬式測定器（レムカウンタ）	μ Sv/h
	MP-2	μ Sv/h		
排気筒モニタ	ガスモニタ	cps		
	ダストモニタ	cps		
空気中の放射性物質濃度		全α核種	全β核種	
管理区域内		Bq/cm ³	Bq/cm ³	
管理区域外（施設周辺等）		Bq/cm ³	Bq/cm ³	

4. 気象情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

天候		風向（16方位）		風速	m/s	大気安定度	
----	--	----------	--	----	-----	-------	--

5. 予測線量 評価時刻： 年 月 日 時 分

全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点（敷地境界）	方位	
	位置	
	線量率	μ Sv/h

6. その他

応急措置の概要報告（事業所外運搬） （第 報）

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">第 2 5 条 報 告</div>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;">報告者名</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;">連絡先</td> </tr> </table>	報告者名	連絡先
報告者名			
連絡先			
原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。			
原子力事業所の名称及び場所			
特定事象の発生箇所 (注 1)			
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)		
特定事象の種類 (注 1)			
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)		
その他の事項の対応 (注 3)			

(別添 有 無)

- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
 - (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
 - (注 3) 緊急作業団の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

別添

応急措置の概要報告（輸送容器の状況等）

1. 輸送容器の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

事故発生時の状況	輸送物区分	<input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> BM型 <input type="checkbox"/> BU型		
	出発地		到着予定地	
	輸送方法	<input type="checkbox"/> 車両（陸上輸送） <input type="checkbox"/> 船舶（海上輸送） <input type="checkbox"/> 航空機（航空輸送）		
現在の状況	火災の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	爆発の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	放射性物質の放出、漏えいの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有		
	特記事項			

2. 放射性物質の放出状況[※] 評価時刻： 年 月 日 時 分

放出開始時刻	年 月 日 時 分頃	放出終了時刻	年 月 日 時 分頃
放出箇所			
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
核種 ()	Bq/h	Bq	

※ 放出有の場合に記載

3. 放射線量の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

輸送容器からの距離・場所					
放射線量[μ SV/h]					

4. 気象情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

天候		風向 (16方位)		風速	m/s
----	--	--------------	--	----	-----

5. その他

--